

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A－1 次の事項のうち、総務大臣が海上移動業務の無線局の免許の申請書を受理したときの審査項目に該当しないものはどれか。
電波法（第7条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 周波数の割当てが可能であること。
- 2 その無線局の業務を維持するに足りる技術的能力があること。
- 3 工事設計が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。
- 4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

A－2 無線従事者に関する次の記述のうち、電波法（第41条及び第42条）及び電波法施行規則（第36条及び第38条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 無線局には、当該無線局の無線設備の操作を行い、又はその監督を行うために必要な無線従事者を配置しなければならない。
- 3 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えない。
- 4 無線従事者は、その業務に従事しているときは、無線従事者の免許証（電波法第39条（無線設備の操作）又は同法第50条（遭難通信責任者の配置等）の規定により船舶局無線従事者証明を要することとされた者については、無線従事者の免許証及び船舶局無線従事者証明書）を携帯していなければならない。

A－3 次の記述は、船舶局の送信装置の空中線電力の低下装置について述べたものである。無線設備規則（第41条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の送信装置は、その空中線電力をその A まで容易に低下することができるものでなければならない。ただし、空中線電力が B 以下のものは、この限りでない。
- ② F3E電波を使用する船舶局の送信装置であって、無線通信規則付録第18号の表（VHF海上移動周波数帯における送信周波数の表）に掲げる周波数の電波を使用するものは、①にかかわらず、その空中線電力を C 以下に容易に低下することができるものでなければならない。

	A	B	C
1	50パーセント	25ワット	5ワット
2	75パーセント	25ワット	1ワット
3	50パーセント	75ワット	1ワット
4	75パーセント	75ワット	5ワット

A－4 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を B ならない。ただし、 C については、この限りでない。

- | A | B | C |
|----------------|----------------|----------------------|
| 1 重要無線通信を行う無線局 | 与えないように運用しなければ | 遭難通信 |
| 2 重要無線通信を行う無線局 | 与えない機能を有しなければ | 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 |
| 3 他の無線局 | 与えない機能を有しなければ | 遭難通信 |
| 4 他の無線局 | 与えないように運用しなければ | 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信 |

A－5 次の記述は、無線局（注1）の再免許の申請（注2）について述べたものである。無線局免許手続規則（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 アマチュア局及び特定実験試験局を除く。
2 無線局免許手続規則第18条第2項の電子申請等により行う場合を除く。

- ① 再免許の申請は、免許の有効期間満了前 A において行わなければならない。ただし、免許の有効期間が B である無線局については、その有効期間満了前 C に行うことができる。
- ② ①にかかわらず、免許の有効期間満了前1箇月以内に免許を与えられた無線局については、 D 再免許の申請を行わなければならない。

- | A | B | C | D |
|-------------------|------|-------|--------------|
| 1 3箇月以上6箇月を超えない期間 | 1年以内 | 1箇月まで | 免許を受けた後直ちに |
| 2 1箇月以上3箇月を超えない期間 | 1年以内 | 3箇月まで | 免許を受けた後直ちに |
| 3 3箇月以上6箇月を超えない期間 | 3年以内 | 3箇月まで | 免許の日から10日以内に |
| 4 1箇月以上3箇月を超えない期間 | 3年以内 | 1箇月まで | 免許の日から10日以内に |

A－6 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容が適合しないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	電信（自動受信を目的とするもの。）
2	Q 0 N	パルス変調であって変調パルス列（位置変調又は位相変調）	その他のもの	無情報
3	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの。）

A－7 次の記述は、海上移動業務及び海上移動衛星業務の無線局の無線設備の操作について述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の **1** から **4** までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条（無線従事者の資格）の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者（義務船舶局等の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、電波法第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。）以外の者は、無線局の **A**（以下「主任無線従事者」という。）として選任された者であって③によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作(注)を行ってはならない。ただし、 **B** 無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

② モールス符号を送り、又は受ける無線電信の操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。

③ **C** は、①の主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

	A	B	C
1	無線設備の操作の監督を行う者	船舶が航行中であるため	無線局の免許人
2	無線設備の操作及び運用を行う者	船舶が航行中であるため	船舶の責任者
3	無線設備の操作及び運用を行う者	船舶の運航計画の変更のため	無線局の免許人
4	無線設備の操作の監督を行う者	船舶の運航計画の変更のため	船舶の責任者

A－8 次の記述は、海上移動業務の無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の **1** から **4** までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。

(1) 工事落成の期限

(2) 電波の型式及び周波数

(3) 識別信号

(4) 空中線電力

(5) 運用許容時間

② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の期限を延長することができる。

③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ、 **A** なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。

④ ③の変更は、 **B** に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号の技術基準（第3章に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。

⑤ ①の予備免許を受けた者は、 **C** 、通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ、 **A** なければならない。

⑥ ①の(1)の期限(②による期限の延長があったときは、その期限)経過後 **D** 以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事落成の届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

	A	B	C	D
1	総務大臣に届け出	無線設備の設置場所	無線局の目的	1 箇月
2	総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局の種別	2 週間
3	総務大臣の許可を受け	無線設備の設置場所	無線局の種別	1 箇月
4	総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	無線局の目的	2 週間

A－9 義務航空機局の無線設備の機能試験に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第9条の2及び第9条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務航空機局においては、毎日1回以上、その無線設備が完全に動作できる状態にあるかどうかを確かめなければならない。
- 2 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその無線設備が有効通達距離の条件を満たしているかどうかを確かめなければならない。
- 3 義務航空機局においては、その航空機の飛行前にその送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について工事設計に合致しているかどうかを試験しなければならない。
- 4 義務航空機局においては、1,000時間使用するたびごとに1回以上、その送信装置の出力及び変調度並びに受信装置の感度及び選択度について無線設備規則に規定する性能を維持しているかどうかを試験しなければならない。

A－10 義務船舶局の時計の時刻の照合、無線設備の機能試験及び電源用蓄電池の充電に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第3条、第5条、第6条及び第8条の2）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 義務船舶局の無線設備の補助電源用蓄電池は、その船舶の航行中は、毎日十分に充電しておかなければならない。
- 2 義務船舶局の遭難自動通報設備は、1年以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- 3 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日1回以上、当該無線設備によって通信連絡を行い、その機能を確かめておかなければならない。
- 4 義務船舶局に備え付けておかなければならない時計は、その時刻を毎日1回以上中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

A－11 次の記述は、遭難警報を受信した船舶局の執るべき措置について述べたものである。無線局運用規則（第81条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報を受信したときは、直ちにこれをその A に通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、 B を適当な海岸局に通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに C 。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聴守を行わなければならない。

A	B	C
1 船舶の責任者	当該遭難警報	受信証を送信しなければならない
2 船舶の責任者及び海上保安庁	これに応答し、かつ、当該遭難警報	受信証を送信しなければならない
3 船舶の責任者	これに応答し、かつ、当該遭難警報	応答してはならない
4 船舶の責任者及び海上保安庁	当該遭難警報	応答してはならない

A－12 緊急通信の取扱い等に関する次の記述のうち、電波法（第52条及び第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥るおそれがある場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者に通報する等必要な措置をしなければならない。
- 3 モールス無線電信又は無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- 4 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、少なくとも5分間継続してその緊急通信を受信しなければならない。

A－13 次の記述のうち、遭難呼出し及び遭難通報の送信の反復に適合するものはどれか。無線局運用規則（第81条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、少なくとも3回連続して送信し、適当な間隔を置いてこれを反復しなければならない。
- 2 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、無線局運用規則第82条（遭難通報に対する応答等）の規定による応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。
- 3 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、1分間以上の間隔を置いて2回反復し、これを反復しても応答がないときは、少なくとも3分間の間隔を置かなければ送信を再開してはならない。
- 4 遭難呼出し及び遭難通報の送信は、他の無線局の通信に混信を与えるおそれがある場合を除き、遭難呼出しに対する応答があるまで、必要な間隔を置いて反復しなければならない。

A－14 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条及び第81条）及び電波法施行規則（第42条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局の免許人は、次の(1)から(3)までに掲げる場合は、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
 - (1) 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
 - (2) 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
 - (3) 無線局が外国において、 **A** とき。
- ② 総務大臣は、 **B** その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人に対し、無線局に関し報告を求めることができる。
- ③ 免許人は、①の場合は、できる限りすみやかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。この場合において、 **C** にあつては、 **D** ときに限り、安全通信にあつては、総務大臣が別に告示する簡易な手続により、当該通報の発信に関し、報告するものとする。

A	B	C	D
1 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の秩序の維持	遭難通信	当該通報を発信した
2 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の秩序の維持	遭難通信及び緊急通信	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した
3 あらかじめ総務大臣が告示した以外の運用の制限をされた	無線通信の円滑な疎通	遭難通信	当該通報を発信した
4 当該外国の主管庁による無線局の検査を受けた	無線通信の円滑な疎通	遭難通信及び緊急通信	当該通報を発信したとき又は遭難通信を宰領した

A－15 次の記述のうち、免許人が無線局の検査の結果について、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）から指示を受け相当な措置をしたときに免許人が執るべき対応に適合するものはどれか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その旨を総務大臣又は総合通信局長に届け出て、再度検査を受けなければならない。
- 2 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告しなければならない。
- 3 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線業務日誌に記載しておかなければならない。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長から指示を受け相当な措置をしたときは、その旨を検査職員に届け出て、その検査職員の確認を受けなければならない。

A－16 無線通信の秘密等に関する次の記述のうち、無線通信規則（第17条、第18条及び第46条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局を有する船舶の指揮者又は責任者は、無線電報の文若しくは単にその存在又は無線通信業務によって得られる何らかの情報を知り得るすべての者と同様に、通信の秘密を遵守し、これを確保する義務を負う。
- 2 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信を許可なく傍受することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 3 主管庁は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定を適用するに当たり、公衆の一般的利用を目的としていない無線通信の傍受によって得られたすべての種類の情報について、許可なく、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれを公表若しくは利用することを禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
- 4 局の許可書を有する者は、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約の関連規定の定めるところにより、電気通信の秘密を守ることが要する。さらに許可書には、局が受信機を有する場合には、公衆の一般的利用を目的とする無線通信以外の通信の傍受を禁止すること及び傍受したいかなる通信も、これを再生し、第三者に通知し、又はいかなる目的にも使用してはならず、かつ、その存在さえも漏らしてはならないことを実行可能な場合には記載していなければならない。

A－17 次の記述は、無線局に備え付けなければならない時計及び業務書類等を備え付ける場所及びその共用について述べたものである。電波法施行規則（第38条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第60条（時計、業務書類等の備付け）の規定により無線局に備え付けなければならない A 又は電波法施行規則第38条（備付けを要する業務書類等）に規定する書類であって、当該無線局に備え付けておくことが困難であるか又は不合理であるものについては、次に掲げる場所その他総務大臣が別に指定する場所に備え付けておくことができる。
 - (1) 登録局に係るものにあつては、登録人の住所
 - (2) 宇宙局に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所のうち主たるもの
 - (3) 無人方式の無線設備の無線局（移動するものを除く。）に係るものにあつては、無線従事者の常駐する場所又は当該無線局を管理する場所
- ② ①の場合において、総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、 B 一の無線局に備え付けたものを共用することができる。
- ③ ②は、2以上の無線局が無線設備を共用している場合の当該無線局に備え付けなければならない時計、 A 又は電波法施行規則第38条に規定する書類（④において「時計等」という。）について準用する。
- ④ 同一の船舶又は航空機を設置場所とする2以上の無線局において当該無線局に備え付けなければならない時計等であって総務大臣が無線局ごとに備え付ける必要がないと認めるものについては、 C に備え付けたものを共用することができる。
- ⑤ ①から④までの無線局その他必要な事項は、総務大臣が別に告示する。

A	B	C
1 無線業務日誌	同一の免許人等に属する	いずれかの無線局
2 無線業務日誌	総務大臣があらかじめ指定した	主たる無線局
3 無線局管理規程	総務大臣があらかじめ指定した	いずれかの無線局
4 無線局管理規程	同一の免許人等に属する	主たる無線局

A－18 次の記述は、航空機局等の検査について述べたものである。無線通信規則（第39条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局又は航空機地球局を検査する国の政府又は権限のある主管庁の検査職員は、検査のため、 A の提示を要求することができる。 B は、この検査を容易に行うことができるようにしなければならない。 A は、要求がある場合には提示することができるように保管しなければならない。
- ② A が提示されないとき又は C が認められるときは、政府又は主管庁は、無線設備が無線通信規則によって課される条件に適合していることを自ら確認するため、その D ことができる。

	A	B	C	D
1	無線通信規則に適合する旨の証明書	指揮者又は責任者	明白な違反	設備に係る資料の提出を求める
2	許可書	指揮者又は責任者	明白な違反	設備に係る資料の提出を求める
3	許可書	局の通信士又は責任者	明白な違反	設備を検査する
4	無線通信規則に適合する旨の証明書	局の通信士又は責任者	無線周波数管理上の必要性	設備を検査する
5	許可書	指揮者又は責任者	無線周波数管理上の必要性	設備を検査する

A－19 次の記述は、電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、 A における B に関するすべての電気通信並びに C に関する特別に緊急な電気通信に対し、 D 優先順位を与えなければならない。

	A	B	C	D
1	異なる国相互間	人命の安全	国際赤十字活動	絶対的
2	海上、陸上、空中及び宇宙空間	国の安全	国際赤十字活動	できる限り
3	海上、陸上、空中及び宇宙空間	人命の安全	世界保健機関の伝染病	絶対的
4	異なる国相互間	国の安全	世界保健機関の伝染病	できる限り

A－20 次の記述のうち、無線通信の原則に適合しないものはどれか。無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に終了させなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 5 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

B－1 次の事項のうち、電波法施行規則（第37条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、入港中の船舶の船舶局の運用ができる場合に適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線機器の試験又は調整をするための通信を行う場合
- イ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- ウ 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- エ 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により港務用の無線局との間で港内における船舶の交通に関する通信を行う場合
- オ 船位通報（遭難船舶、遭難航空機又は遭難者の救助又は捜索に資するために国又は外国の行政機関が収集する船舶の位置に関する通報であって、当該行政機関と当該船舶との間に発受するものをいう。）に関する通信を中短波帯又は短波帯の周波数の電波により海岸局との間で行う場合

B－2 次の記述は、周波数等の変更の命令について述べたものである。電波法（第71条）及び電波法施行規則（第42条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア 必要があるときは、無線局の イ に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の ウ の指定を変更し、又は登録局の ウ 若しくは エ の変更を命ずることができる。
- ② ①により エ の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- ③ ②の報告をするときは、措置を講じた無線局の免許番号及び オ を記載した文書を添付しなければならない。

- | | |
|-----------------|----------------------|
| 1 混信の除去その他特に | 2 電波の規整その他公益上 |
| 3 目的の遂行 | 4 運用 |
| 5 周波数若しくは空中線電力 | 6 電波の型式、周波数若しくは空中線電力 |
| 7 無線局の無線設備の設置場所 | 8 人工衛星局の無線設備の設置場所 |
| 9 講じた措置の具体的内容 | 10 変更後の設置場所 |

B－3 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、 ア 、 イ 受信し、同様にこの通報に応答し、及び ウ 義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は識別信号の伝送又は流布を防ぐために有用な措置を執ること並びにこれらの信号を発射する エ を探知し及び オ ために協力することを約束する。

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| 1 その属する国の領域内で発せられた場合には | 2 いずれから発せられたかを問わず |
| 3 速やかにこれを | 4 絶対的優先順位において |
| 5 直ちに必要な措置を執る | 6 遭難呼出し及び通報を妨害する電波の発射を停止する |
| 7 いずれの国の管轄の下にある局 | 8 自国の管轄の下にある局 |
| 9 識別する | 10 電波の発射を禁止する |

B－4 次の事項のうち、電波法（第5条）の規定に照らし、総務大臣が日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許を与えない無線局に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 実験等無線局
- イ 特定の固定地点間の無線通信を行う無線局（注）
注 実験等無線局、アマチュア無線局、大使館、公使館又は領事館の公用に供するもの及び電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。
- ウ 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- エ 海岸局又は航空局であって電気通信業務を行うことを目的として開設するもの以外のもの
- オ 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）

B－5 次の記述は、海上移動業務における遭難通報について述べたものである。無線局運用規則（第77条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 遭難呼出しを行った無線局は、、遭難通報を送信しなければならない。
- ② 遭難通報は、無線電話により次の(1)から(3)までの事項を順次送信して行うものとする。
 - (1) 「」又は「遭難」
 - (2) 遭難した船舶の
 - (3) 遭難した船舶の位置、 及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項
- ③ ②の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び で示す距離によって表すことができる。

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 その遭難呼出しに対して応答があったときは直ちに | 2 できる限りすみやかにその遭難呼出しに続いて |
| 3 パン パン | 4 メーデー |
| 5 名称又は識別 | 6 所有者又は運行者 |
| 7 遭難の種類 | 8 遭難の時刻 |
| 9 キロメートル | 10 海里 |